

株式会社シダー

2023年3月期 第2四半期決算説明会



2022年12月14日

いつも春の陽だまりでありたい...



会社概要 (2022年10月31日現在)

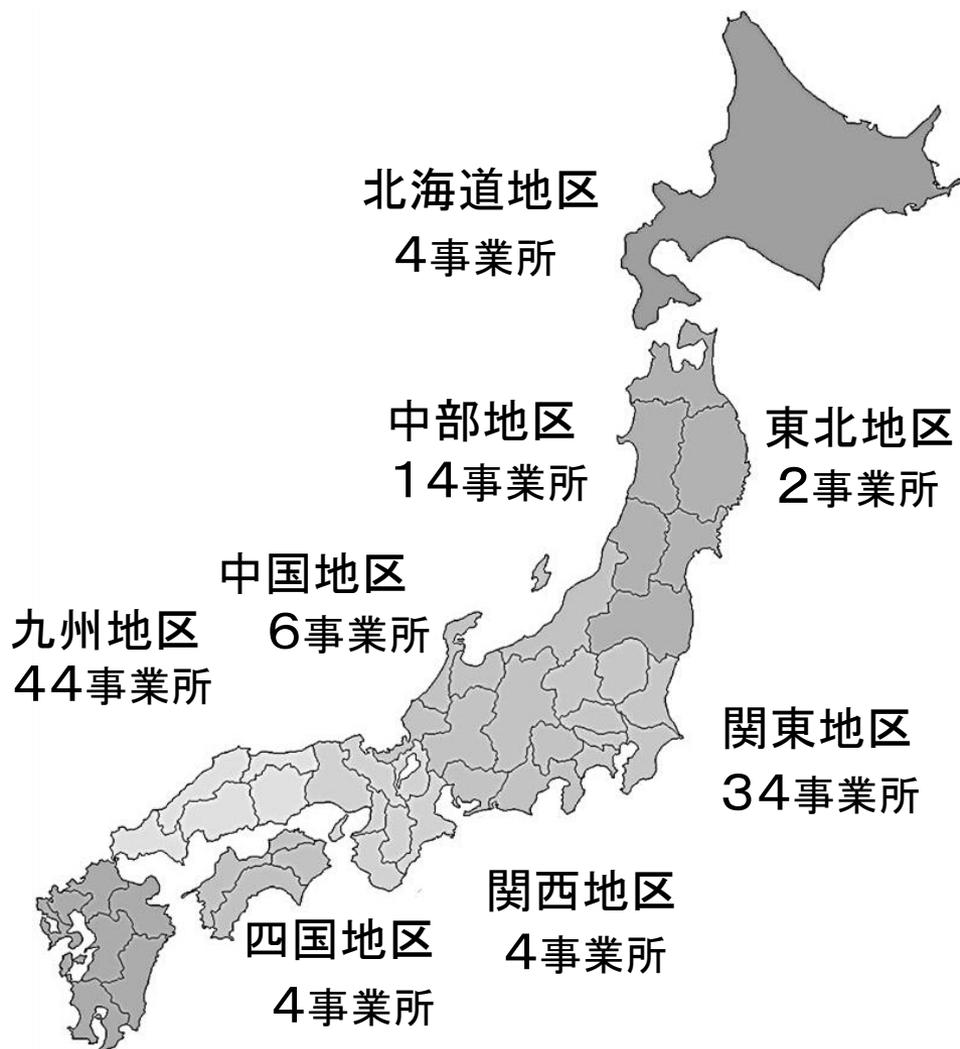
設立	1981年4月	
本社	福岡県北九州市	
資本金	4億3,228万円	
事業内容	デイサービス	ホームヘルプサービス
	有料老人ホーム	ショートステイ
	グループホーム	福祉事業
	訪問看護	障害支援事業
	ケアプラン	
従業員数	2,099名	
事業所数	112カ所	



現在の事業所数 (2022年10月31日現在)

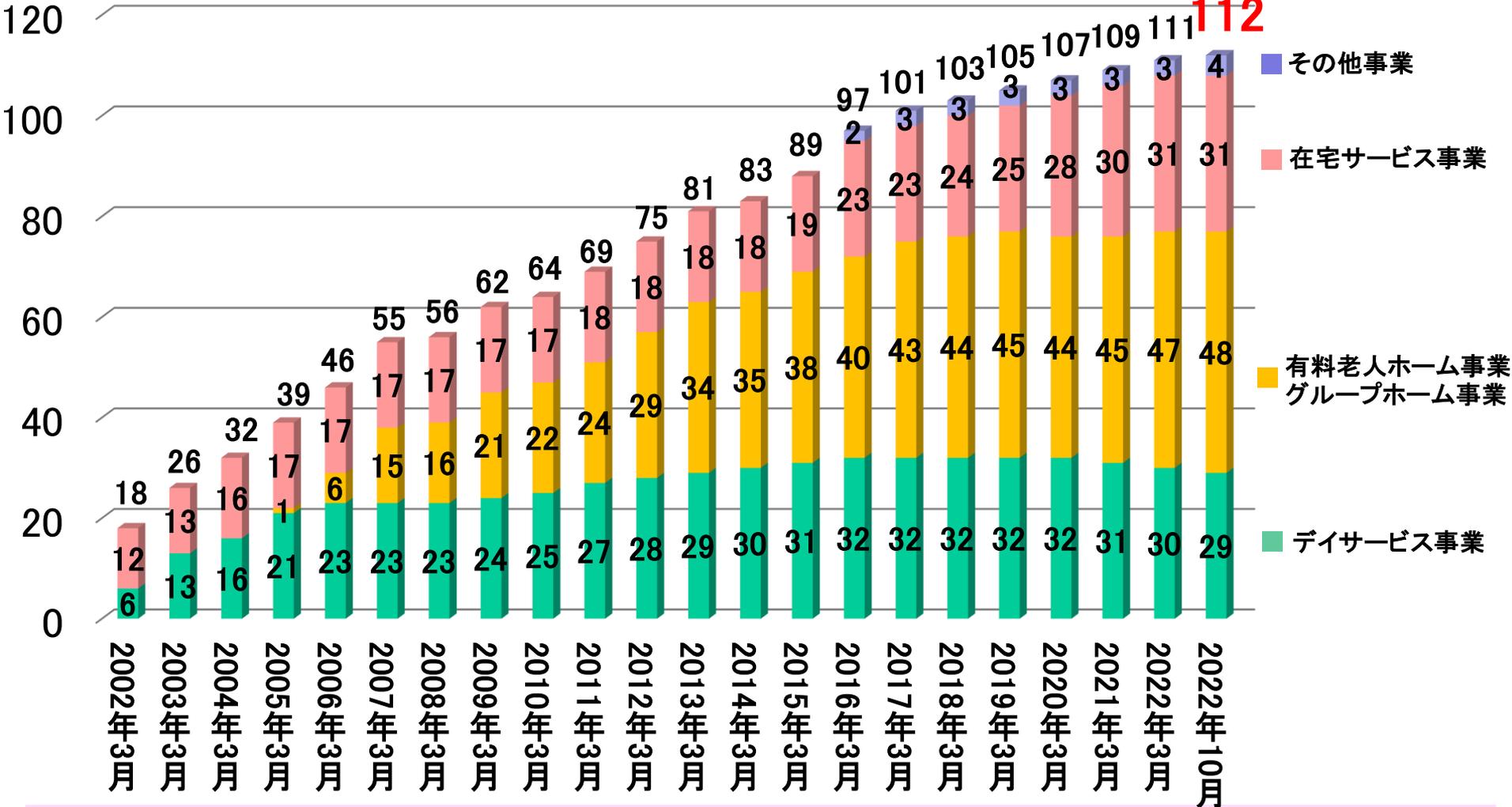
【全国 112事業所】

事業名	事業所数
デイサービス	29
有料老人ホーム	46
グループホーム	2
訪問看護ステーション	5
ヘルパーステーション	3
ケアプランセンター	23
福祉用具販売等	2
福祉用具レンタル	1
就労支援A型事業所	1



事業所数推移

(事業所数)



目次

- 2023年3月期 第2四半期決算概況(連結)
- 2023年3月期 業績予想及び配当予想
- セグメント別の事業概況
- 介護保険制度の方向性
- 当社の取り組むべきこと

2023年3月期 第2四半期決算概況（連結）

ハイライト

- 売上高では、デイサービス事業において、新型コロナ第7波の影響を受け、数か所の事業所を休止したため、利用件数及び売上高が減収となった。
- 施設サービス事業では、新規開設した施設の利用者獲得に注力し、既存店においても、稼働率が上昇したため、昨年同期比で増収となった。
- 利益面については、売上原価において、事業所光熱費の高騰や感染症対策に係る費用、入居獲得に係る費用等が増加したことにより、売上総利益が大幅に減益となった。
- 営業利益・経常利益においても、役員退職金の発生や事業活動の増加に伴い、販管費が増加したため、減益となった。

2023年3月期 第2四半期決算概況(連結)

(単位:百万円)

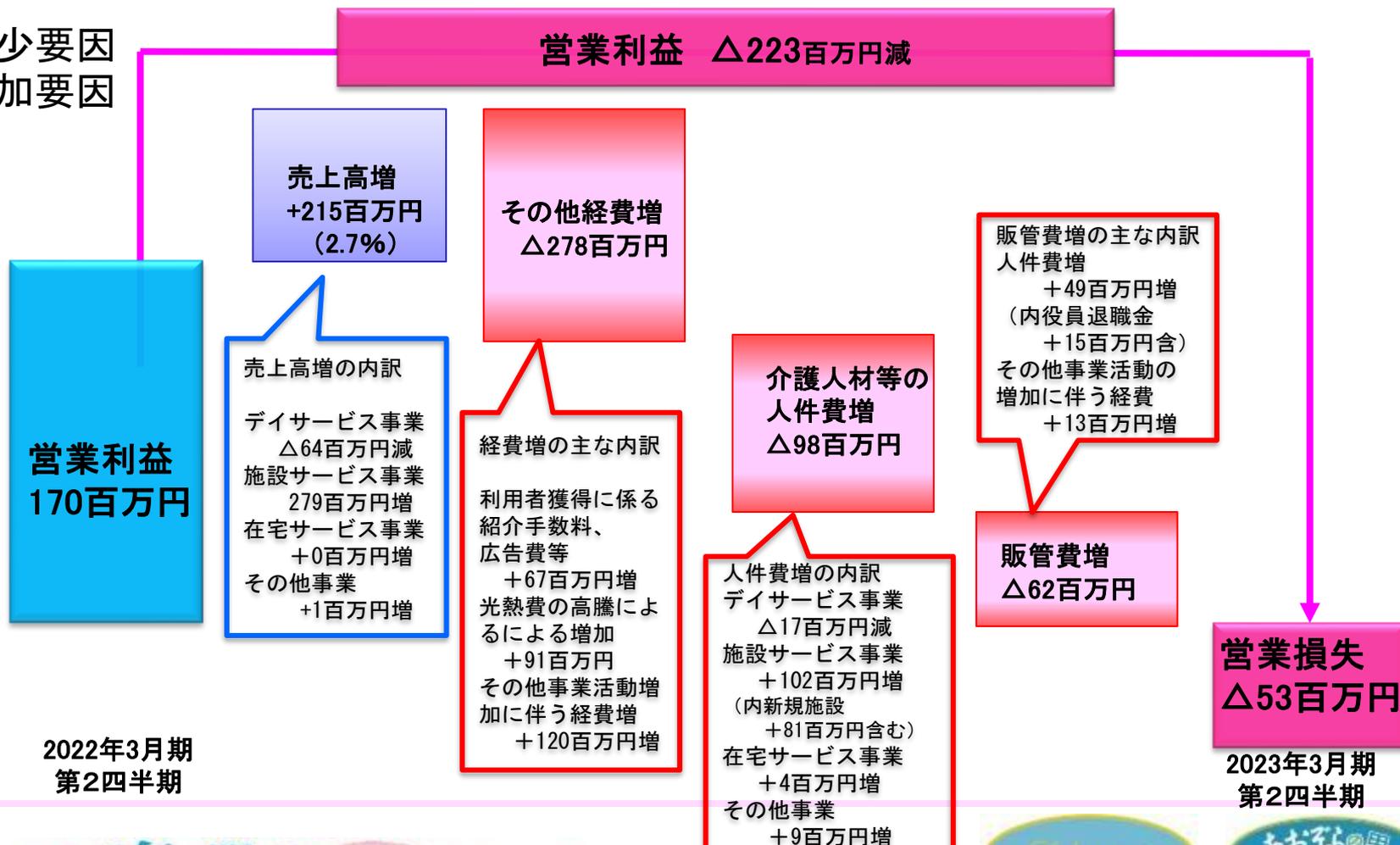
	2022年3月期 第2四半期(累計)	2023年3月期 第2四半期(累計)	前年同期比	
			増減額	比率
売上高	7,855	8,070	215	2.7%
営業利益	170	△53	△223	—
経常利益	31	△109	△140	—
四半期純利益	△36	△122	△85	—

※四半期純利益は「親会社株主に帰属する四半期純利益」

2023年3月期 第2四半期決算概況(連結)

営業利益の主な増減要因

- 減少要因
- 増加要因



2023年3月期 第2四半期決算概況(連結)

セグメント別売上高

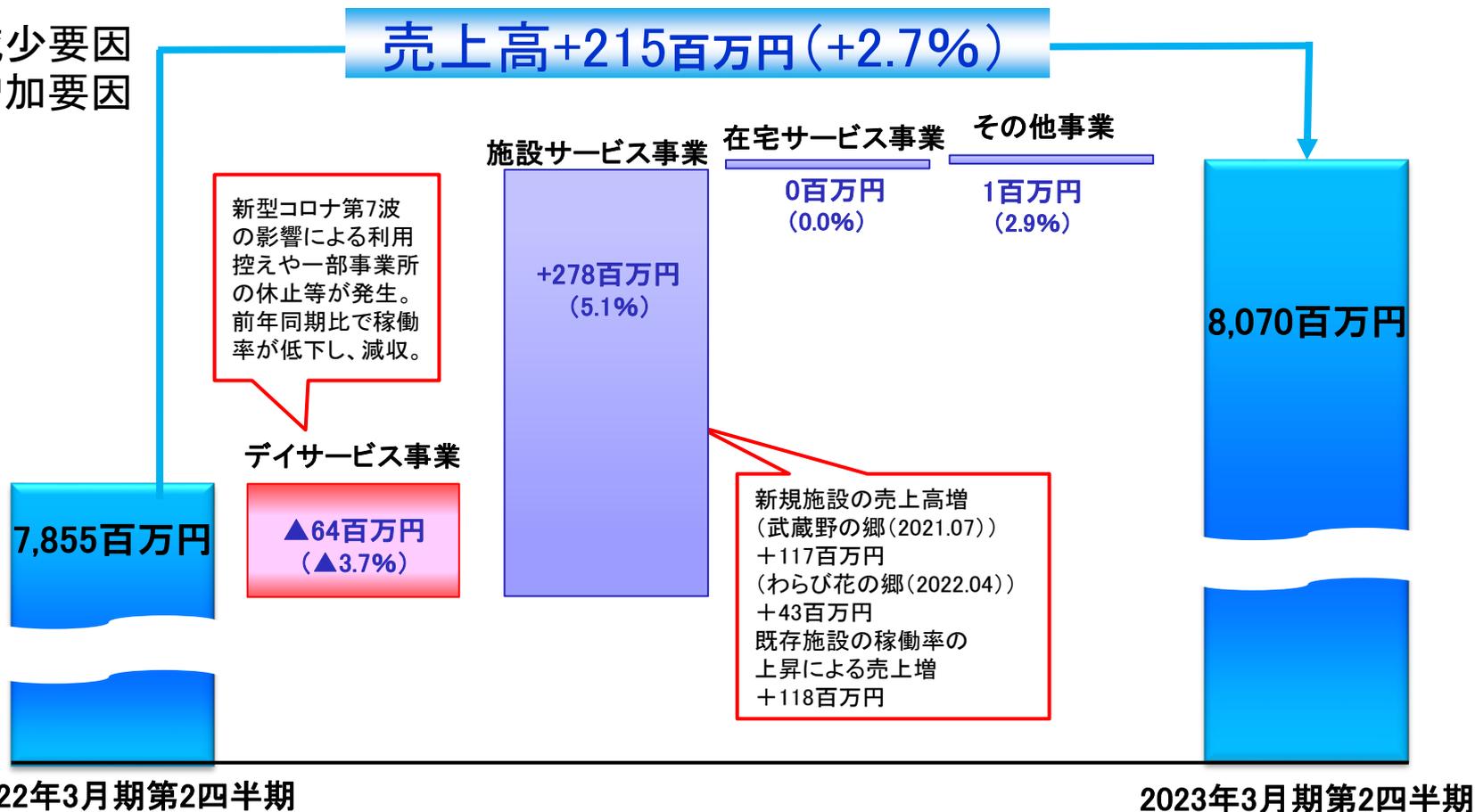
(単位:百万円)

売上高	2022年3月期 第2四半期(累計)	2023年3月期 第2四半期(累計)	前年同期比	
			増減額	比率
デイサービス事業	1,768	1,703	▲64	▲3.7%
施設サービス事業	5,493	5,772	278	5.1%
在宅サービス事業	545	545	0	0.0%
その他事業	47	48	1	2.9%
全事業合計	7,855	8,070	215	2.7%

2023年3月期 第2四半期決算概況(連結)

セグメント別売上高の主な増減要因

- 減少要因
- 増加要因



2023年3月期 通期決算見通し

(単位:百万円)

	2022年3月期 (実績)	2023年3月期 (予想)	前年同期比	
			増減額	比率
売上高	15,749	16,598	849	5.4%
営業利益	193	503	309	159.7%
経常利益	▲51	183	235	—
当期純利益	▲319	118	438	—

※当期純利益は「親会社株主に帰属する当期純利益」

通期の業績予想につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等が不透明であるため、現時点においては、2022年5月12日に発表した連結業績予想を据え置きます。今後の業績に応じて修正が必要となった場合には速やかに開示いたします。

配当金について

当社は事業拡大による成長のための投資資金及び内部留保と利益配分とのバランスを念頭に、株主への安定継続した配当に加え業績の伸長に応じた配当を実施することを基本方針としております。

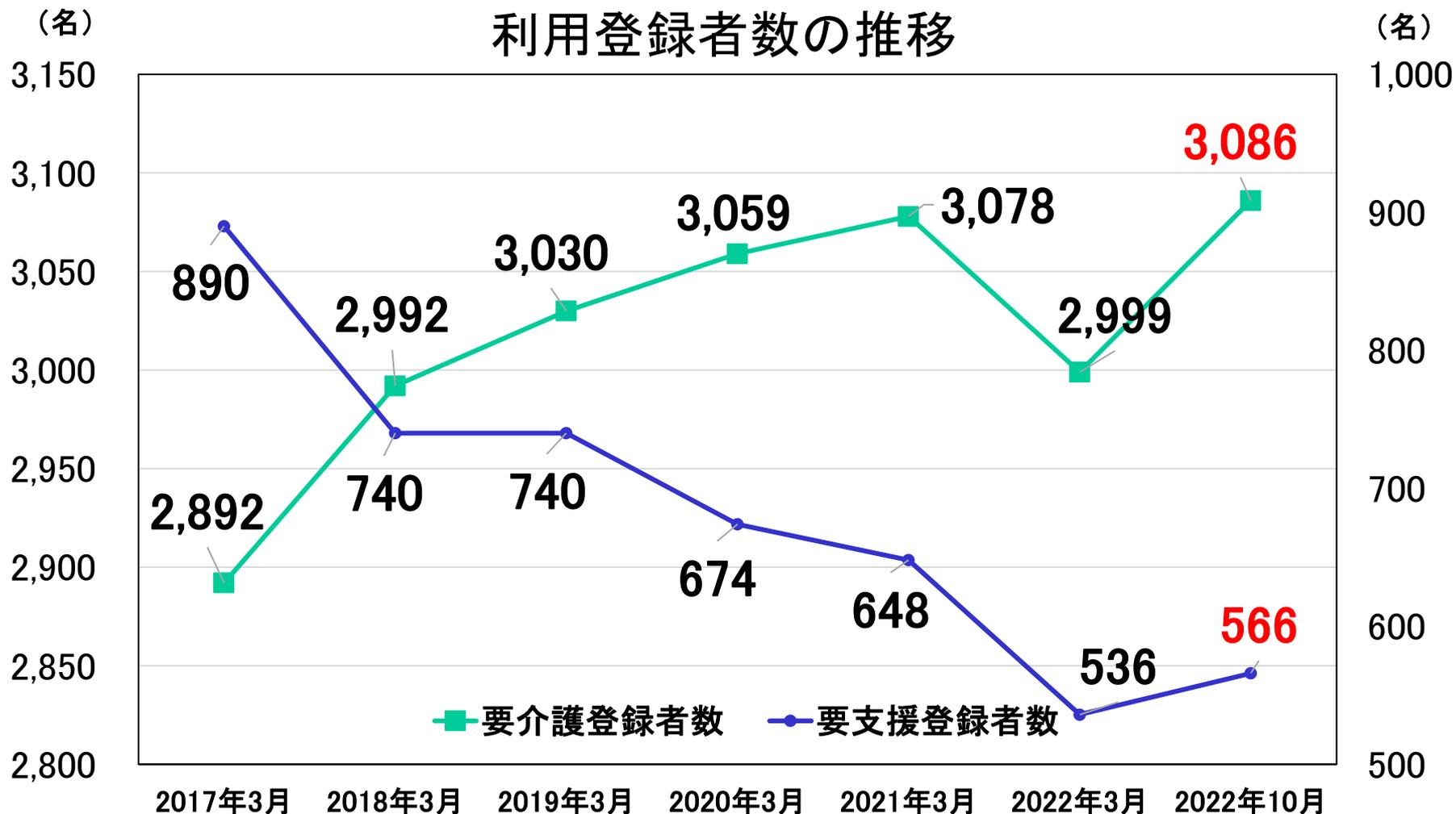
上記の基本方針を踏まえ、2023年3月期の配当につきましては、現時点の業績予想に基づき、期末配当として1株当たり3円を予定しております。

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
2021年3月期	—	0円00銭	—	6円00銭	6円00銭
2022年3月期	—	0円00銭	—	0円00銭	0円00銭
2023年3月期 (予定)	—	0円00銭	—	3円00銭	3円00銭

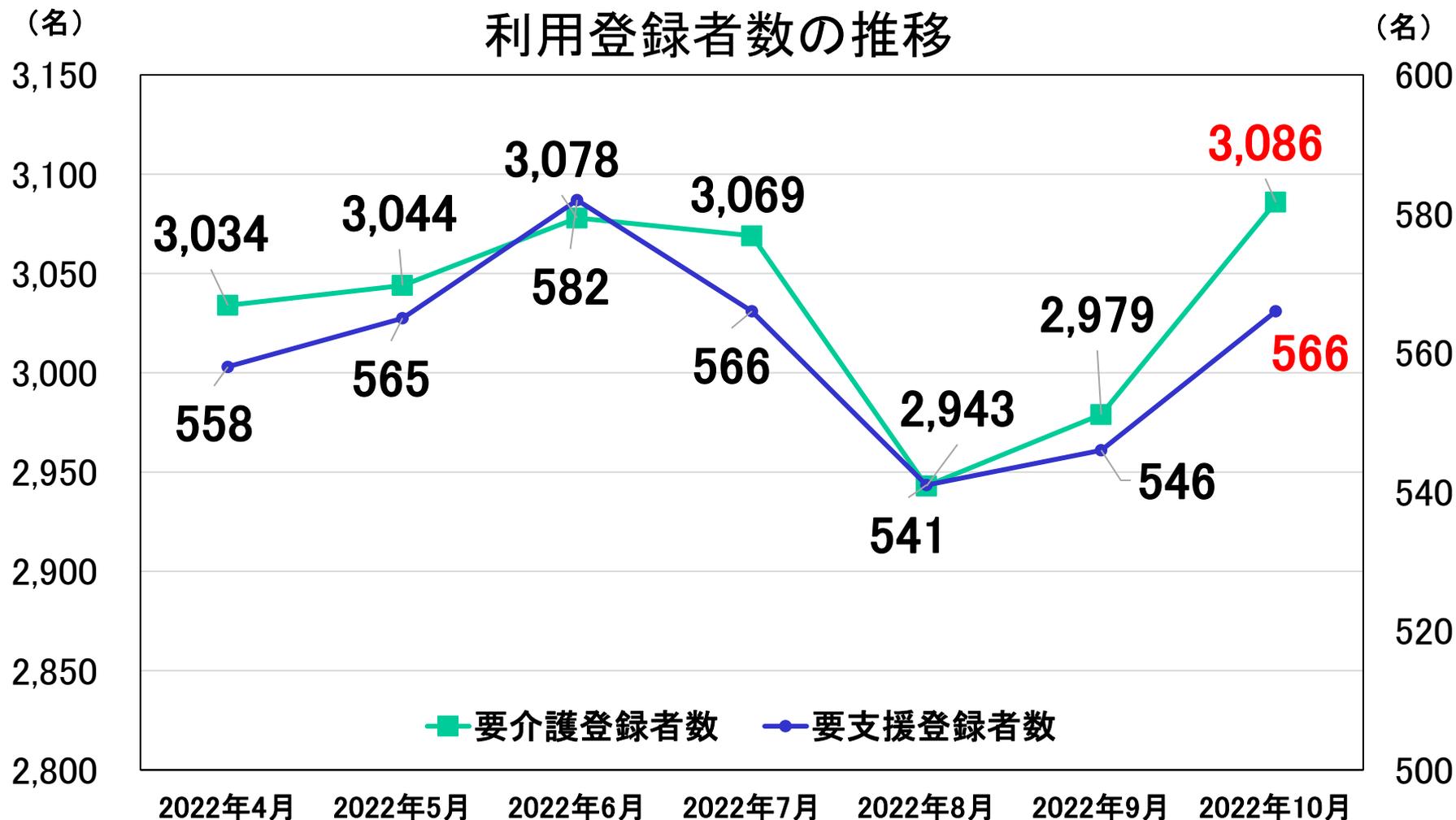
セグメント別の事業概況

デイサービス事業

利用登録者数の推移

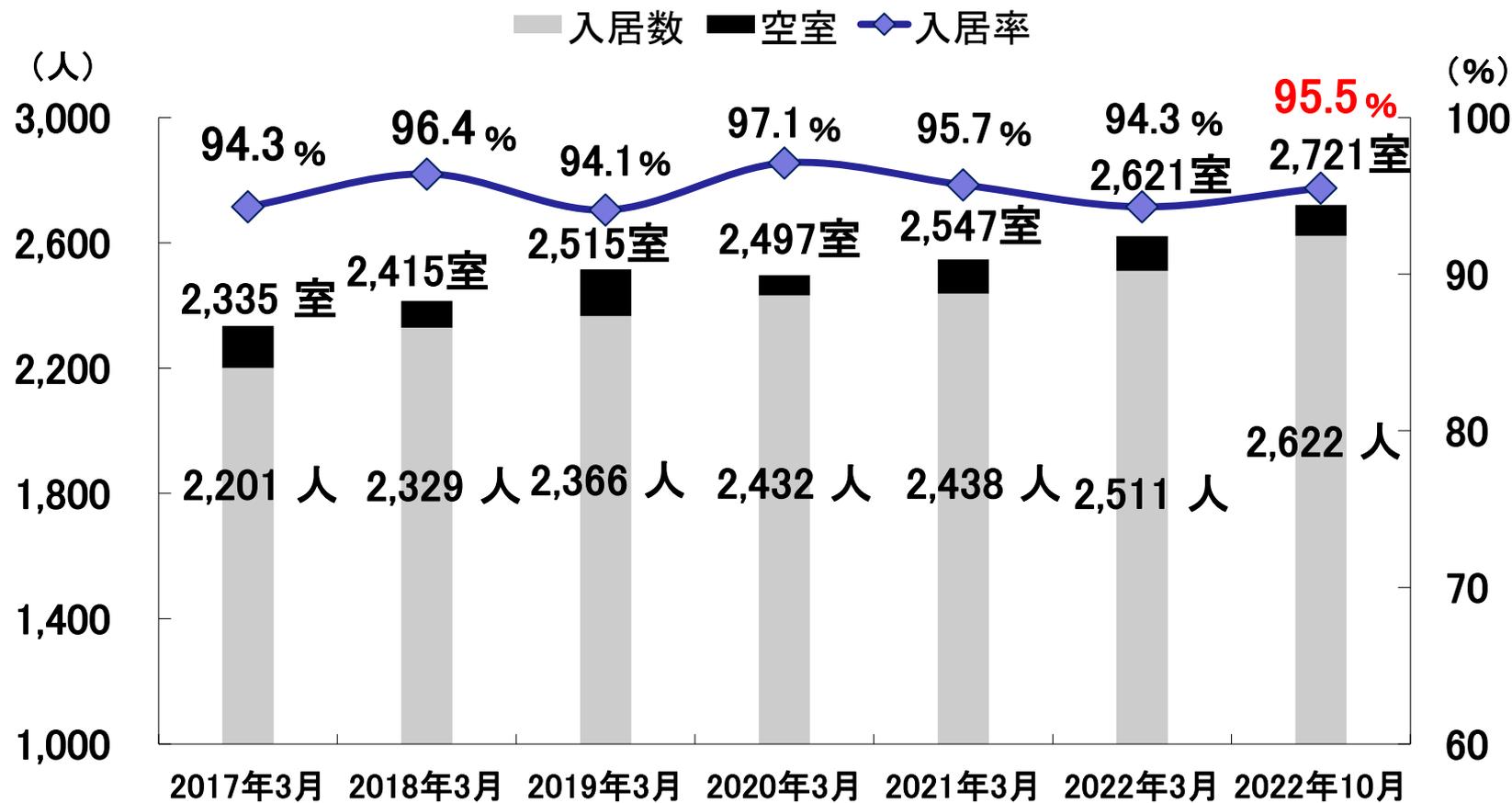


デイサービス事業(2022年度推移)



施設サービス事業

※新規施設除く入居率**98.4%**



※わらび 花の郷(100部屋)2022年4月1日開設

介護保険制度の方向性

介護保険制度の方向性

介護保険制度改革について

高齢者人口増加と生産年齢人口減少を見据え、介護制度改革を進めることが重要。あわせてDX等の進展に対応した介護サービス提供体制の改革が必要。

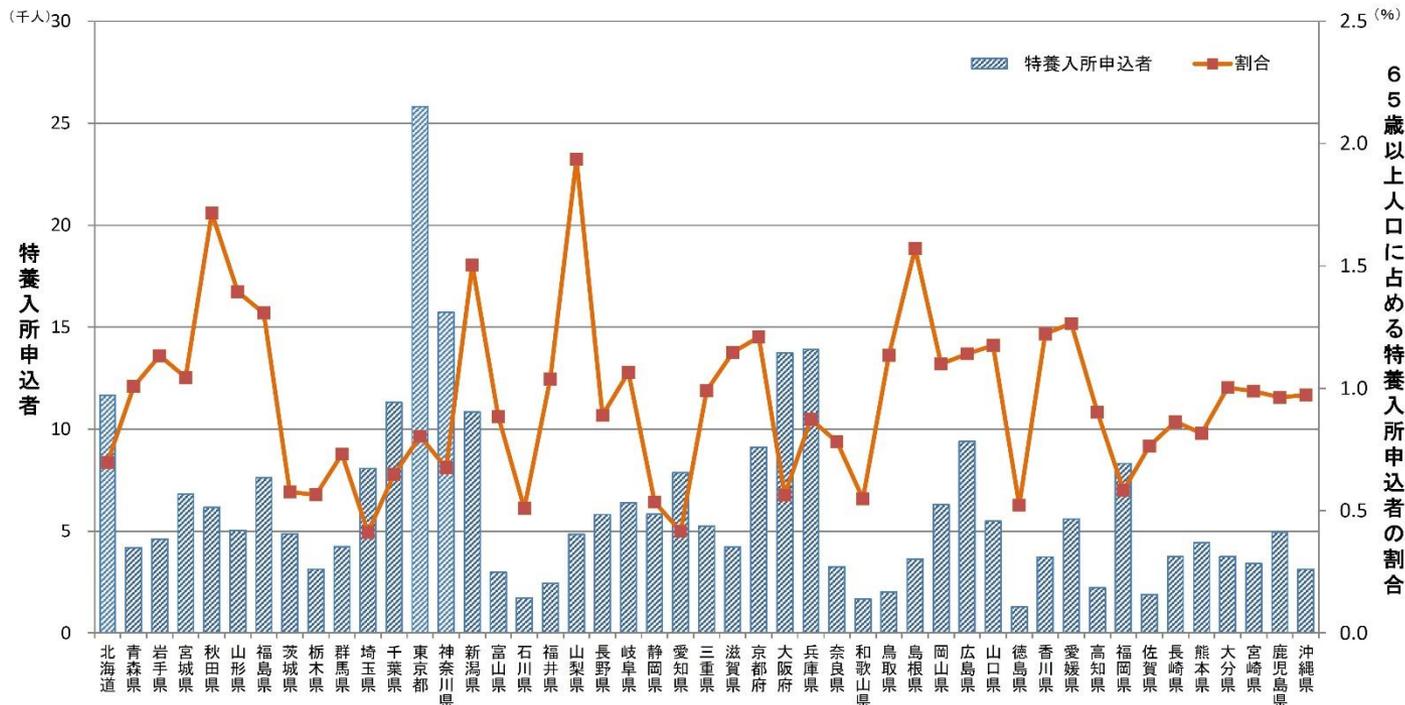
- ◆地域包括ケアシステムの更なる深化・推進のため、例えば、地域の拠点となる在宅サービス基盤の整備や、地域包括支援センターの体制整備を推進
- ◆介護保険の働く環境の改善に向けた取組の検討（介護サービス事業者の経営の見える化や優良事例の横展開、ICT・ロボットの活用等による生産性向上、行政手続のデジタル化等による業務効率化、経営の協働化・大規模化等による人材や資源の活用）
- ◆保険制度の持続可能性を確保するため、「骨太の方針2022」や「新経済・財政再生計画 改革工程表2021」等に掲げられた課題を検討

出典：全世代型社会保障構築会議 第9回（令和4年11月24日）

介護保険制度の方向性

65歳以上人口に占める特養入所申込者の割合

○ 65歳以上人口に占める特養入所申込者の割合は、地域ごとにばらつきがある。



※1 特養入所申込者は、令和元年12月25日プレスリリース「特別養護老人ホームの入所申込者の状況」(原則、平成31年4月1日)における要介護度3~5の入所申込者数である。
 ※2 65歳以上人口に占める特養入所申込者の割合は、特養入所申込者数を、65歳以上人口(令和元年10月人口推計(総務省統計局))で割ったものである。

出典：厚生労働省「社会保障審議会 介護保険部会(第101回)(令和4年11月14日)」

介護保険制度の方向性

① 65歳以上の高齢者数は、2025年には3,677万人となり、2042年にはピークを迎える予測(3,935万人)。また、75歳以上高齢者の全人口に占める割合は増加していき、2055年には、25%を超える見込み。

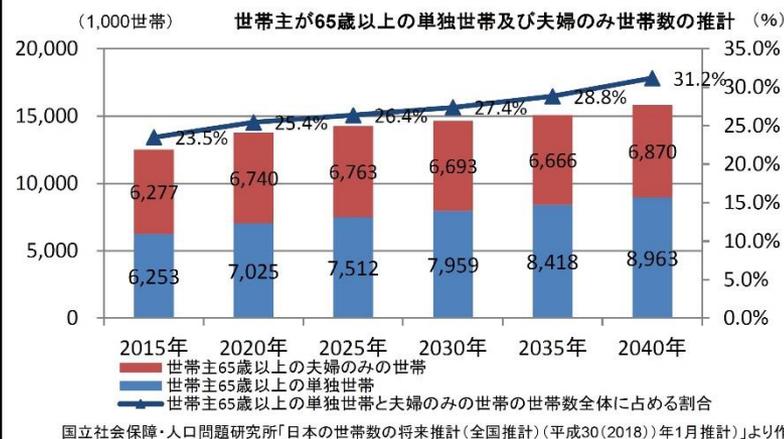
	2015年	2020年	2025年	2055年
65歳以上高齢者人口(割合)	3,387万人(26.6%)	3,619万人(28.9%)	3,677万人(30.0%)	3,704万人(38.0%)
75歳以上高齢者人口(割合)	1,632万人(12.8%)	1,872万人(14.9%)	2,180万人(17.8%)	2,446万人(25.1%)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(全国)(平成29(2017)年4月推計)」より作成

② 65歳以上高齢者のうち、認知症高齢者が増加していく。



③ 世帯主が65歳以上の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加していく



④ 75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

※都道府県名欄の()内の数字は倍率の順位

	埼玉県(1)	千葉県(2)	神奈川県(3)	愛知県(4)	大阪府(5)	～	東京都(17)	～	鹿児島県(45)	秋田県(46)	山形県(47)	全国
2015年 <>は割合	77.3万人 <10.6%>	70.7万人 <11.4%>	99.3万人 <10.9%>	80.8万人 <10.8%>	105.0万人 <11.9%>		146.9万人 <10.9%>		26.5万人 <16.1%>	18.9万人 <18.4%>	19.0万人 <16.9%>	1632.2万人 <12.8%>
2025年 <>は割合 ()は倍率	120.9万人 <16.8%> (1.56倍)	107.2万人 <17.5%> (1.52倍)	146.7万人 <16.2%> (1.48倍)	116.9万人 <15.7%> (1.45倍)	150.7万人 <17.7%> (1.44倍)		194.6万人 <14.1%> (1.33倍)		29.5万人 <19.5%> (1.11倍)	20.9万人 <23.6%> (1.10倍)	21.0万人 <20.6%> (1.10倍)	2180.0万人 <17.8%> (1.34倍)

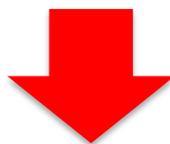
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年3月推計)」より作成

出典：厚生労働省「社会保障審議会 介護保険部会(第96回)(令和4年8月25日)

介護保険制度の方向性

65歳以上の要支援・要介護認定者のうち、一次判定時の認定調査結果における認知症高齢者の日常生活自立度Ⅰ及びⅡ以上の者の割合

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
認知症高齢者の日常生活自立度Ⅰ以上の者の割合 (一次判定時)	46.2%	57.6%	92.9%	89.4%	93.3%	94.7%	97.2%	81.9%
認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者の割合 (一次判定時)	9.0%	8.8%	74.8%	69.9%	80.9%	84.6%	92.2%	60.1%



いわゆる軽度者（要介護1、2）と要支援1、2との違いが
明確で総合事業への移行は困難

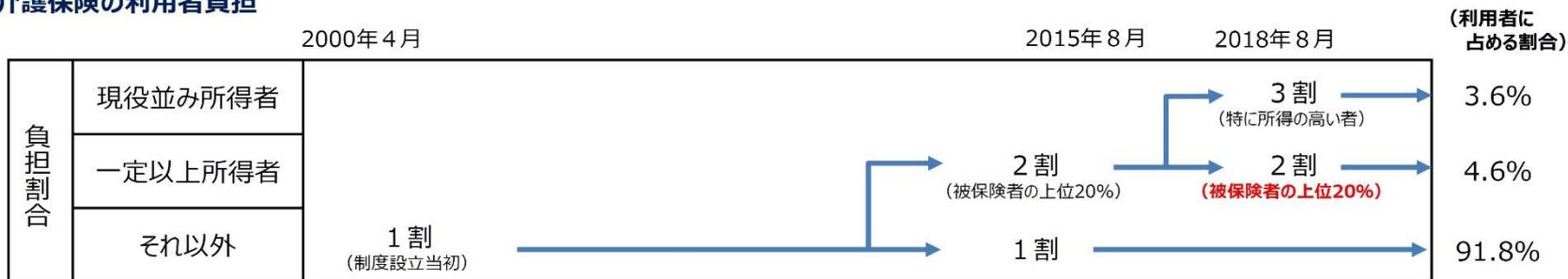
出典：厚生労働省「社会保障審議会 介護保険部会（第103回）（令和4年11月28日）」

介護保険制度の方向性

介護保険制度における利用者負担割合

- 介護保険の利用者負担は、制度創設以来1割であったが、その後負担割合の見直しが行われている。
- 介護保険制度施行時には高齢者医療は定額負担制であり、その後定率負担が導入され、さらに負担割合の見直しが行われている。

介護保険の利用者負担



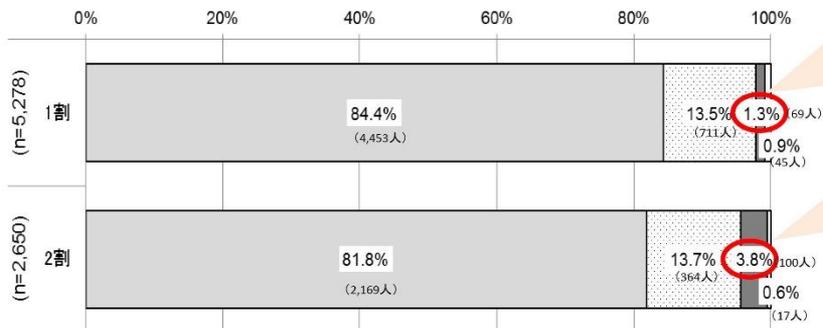
2割、3割負担利用者の見直しを検討

出典：厚生労働省「社会保障審議会 介護保険部会(第103回) (令和4年11月28日)

介護保険制度の方向性

2割負担導入による影響

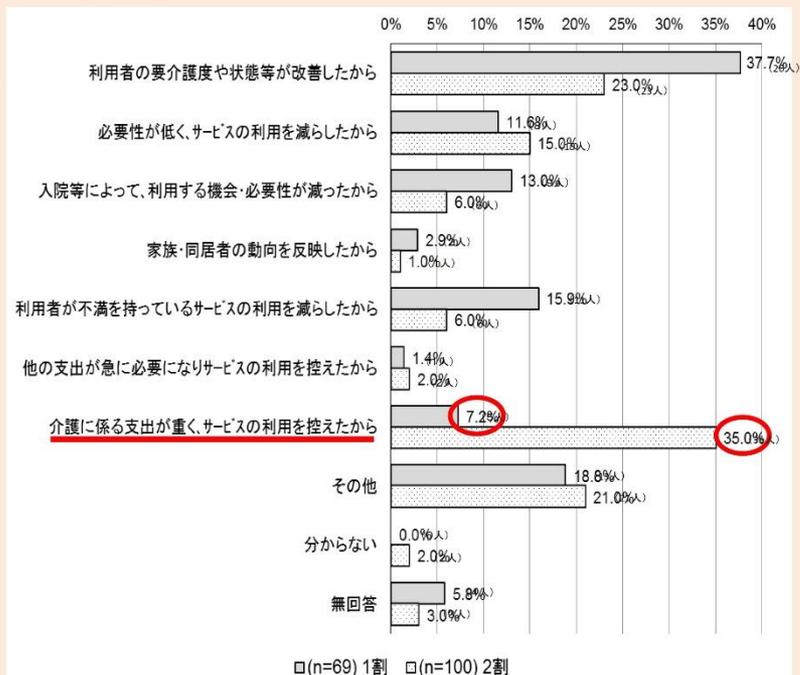
週間サービス計画表の1週間当たりの
利用単位数の合計値の変化



- 変更しなかった
- 合計利用単位数が増えた/特に変化しなかった
- 合計利用単位数が減った/サービス利用を中止した
- 無回答

※ 調査の対象者は、平成27年10月1日時点で回答事業所の居宅介護支援(介護予防支援)サービスを利用しており、平成29年12月末時点も回答事業所のサービスを利用している者とした。
 ※ 平成27年10月1日時点の利用者負担割合別に集計を行っている。
 ※ 平成27年8月以降の新規利用者については集計から除いている。

利用単位数の合計値が減った/サービス利用を中止した理由

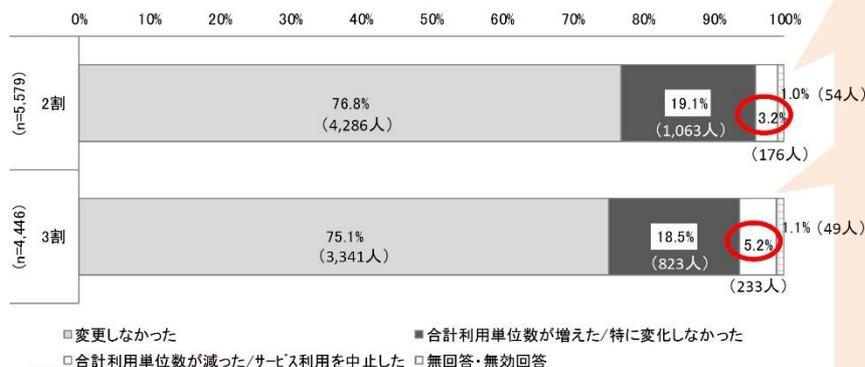


出典：厚生労働省「社会保障審議会 介護保険部会(第103回) (令和4年11月28日)

介護保険制度の方向性

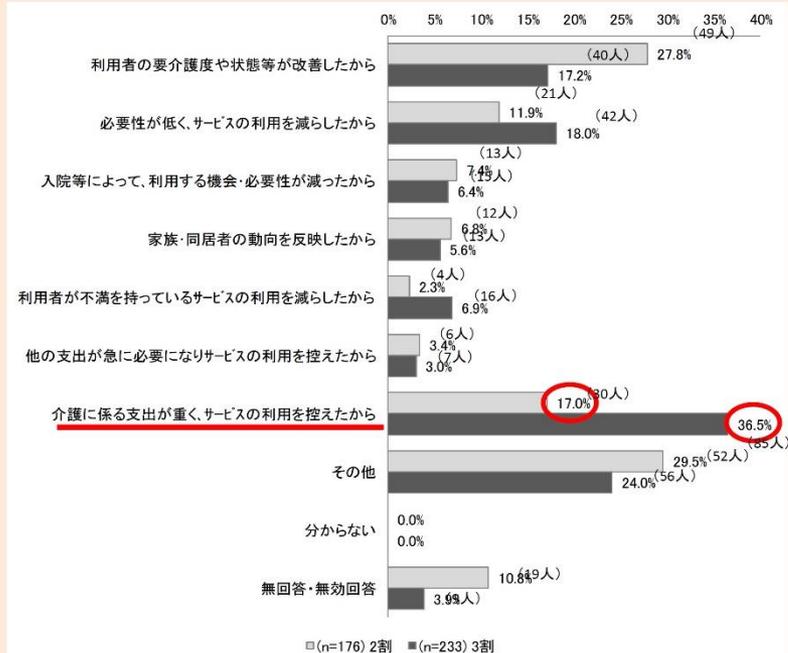
3割負担導入による影響

週間サービス計画表の1週間当たりの
利用単位数の合計値の変化



※ 対象となる利用者は、平成30年12月末時点で回答事業所の居宅介護支援(介護予防支援)サービスを利用している者とした。
 ※ 平成30年12月末時点の利用者負担割合別に集計を行っている。
 ※ 平成30年8月以降の新規利用者については集計から除いている。

利用単位数の合計値が減った/サービス利用を中止した理由

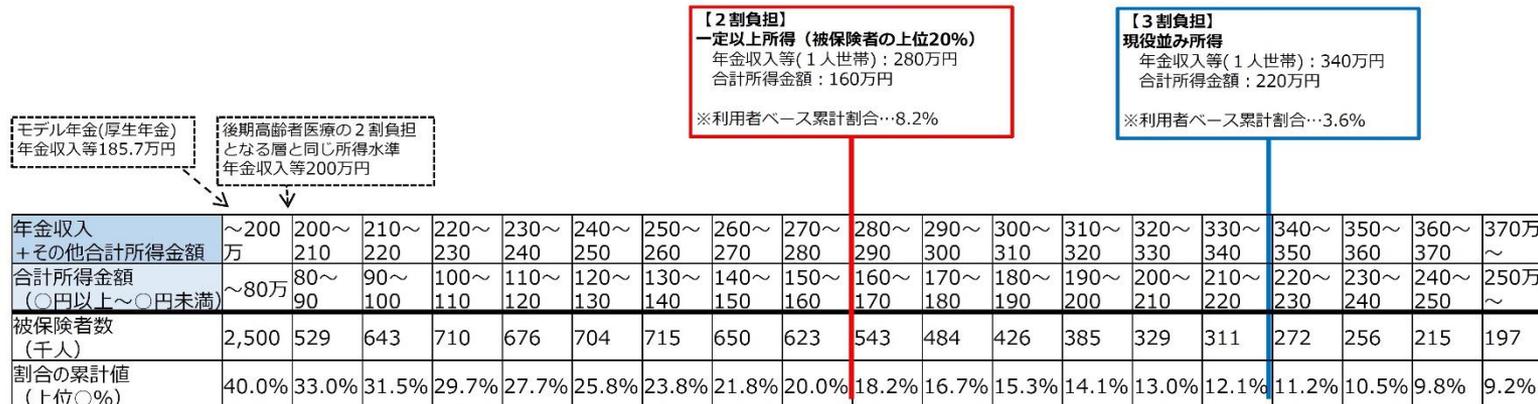


出典：厚生労働省「社会保障審議会 介護保険部会(第103回)」

介護保険制度の方向性

2割負担・3割負担の判断基準見直しの検討

- 世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、
- 相対的に負担能力のある、一定以上の所得を有する方の利用者負担割合を2割としている【平成27年8月施行】
 - 2割負担者のうち、特に所得の高い方の利用者負担割合を3割としている【平成30年8月施行】



所得分布は令和2年4月1日現在(介護保険計画課調べ)

- 年金収入の場合: 合計所得金額 = 年金収入額 - 公的年金等控除等 (120万円程度) (※)
- 年金収入 + その他の合計所得金額は、給与所得等の額により変動しうる。
- 利用者ベース累計割合については、1号被保険者に係る所得段階別の分布が利用者数ベースでも同じと仮定して、推計したものの。
- ※ 公的年金等控除については、平成30年度税制改正大綱(平成29年12月22日閣議決定)に基づき、控除額が一律で10万円引き下げられているが、介護保険料や保険給付の負担水準に関して、意図せざる影響や不利益が生じないように、所得指標の見直しを実施している。

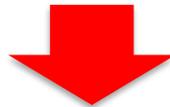
出典: 厚生労働省「社会保障審議会 介護保険部会(第103回)(令和4年11月28日)

介護保険制度の方向性

介護職員の確保・定着

介護職員の賃金は全産業平均から乖離があり、引き続き人手不足の解消等に向けて、更なる処遇改善に取り組むべきである

- ◆ 処遇改善の最終的な目標は、職種毎に仕事の内容に比して適正な水準まで賃金が引き上がり、必要な人材が確保されている事である
- ◆ 医療・福祉分野のマンパワーのニーズが大きく増加する事も踏まえ、特に2020年代にこうした取組に注力すべきである



- 介護職員処遇改善加算・特定処遇改善加算に加えて
- ◆ 2022年 介護職員等ベースアップ等支援加算 新設
更に他産業との遜色ない水準までの引き上げを検討

出典：公的価格評価検討委員会（令和3年12月21日）

当社の取り組むべきこと

当社の取り組むべきこと

事業展開について

既存施設の営業体制強化

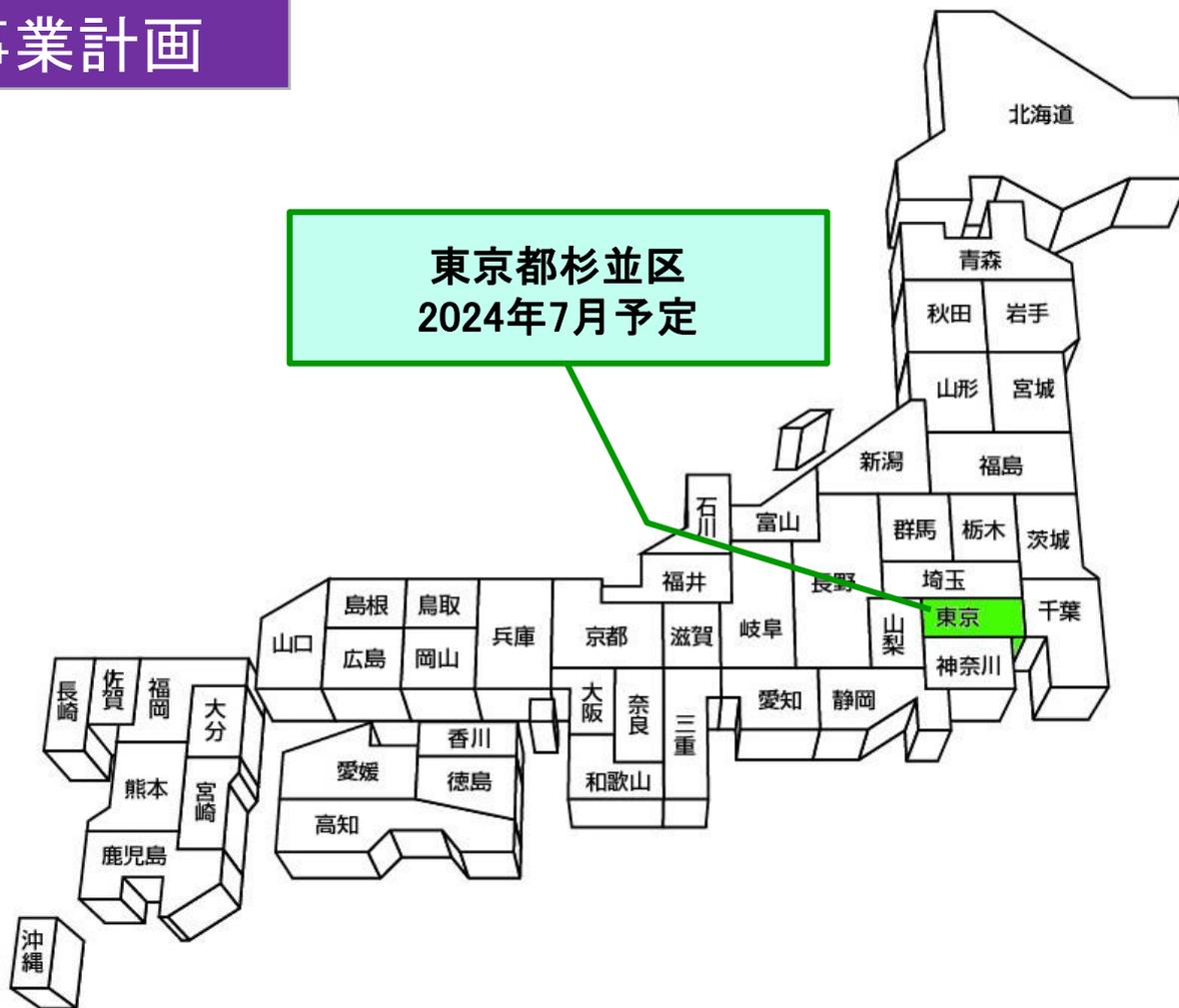
- ・SNS等を活用した新たな営業方法の構築
- ・ケアプランセンター増設を行い、デイサービスセンターとの連携強化
地域包括ケアシステムに対応できる環境整備
- ・2020年3月ケアプランセンター: 19カ所(76名)
⇒2022年10月時点ケアプランセンター: 23カ所(91名、**15名増員**)

事業拡大・管理

- ・M&Aの検討
- ・施設の統合・整理
(2022年11月 宇佐町デイサービスを小文字デイサービス等と**統合**)
- ・1都3県、政令指定都市を中心に、ニーズのある地域への出店検討・営業強化

当社の取り組むべきこと

事業計画



当社の取り組むべきこと

介護職員対策について

介護職員の確保と定着

- ・介護DXの導入検討し、労働環境改善に取り組む
- ・介護職員処遇改善加算等を積極的に活用、賃金改善に努める
- ・職員のスキルアップ支援(介護福祉士等の資格取得支援)
(介護福祉士資格:2021年受験者数84名、内合格者数70名)

外国人雇用

- ・国内の労働力減少を見据えて、外国人技能・特定技能実習生受入開始
⇒2022年10月現在 37名受入(北海道、千葉県、神奈川県、福岡県)
⇒年度内を目途に技能実習生6名、特定技能実習生6名来日予定
- ・技能実習生等の介護福祉士取得支援
- ・英語マニュアル、規定整備の推進

本資料の取り扱いについて

本資料は株式会社シダーの事業及び業界動向についての株式会社シダーによる現在の予定、推定、見込み又は予想に基づいた将来の展望についても言及しています。これらの将来の展望に関する表明は様々なリスクや不確かさが内在しております。既に知られたもしくは今だに知られていないリスク、不確かその他の要因が、将来の展望に対する表明に含まれる事柄と異なる結果を引き起こさないとも限りません。株式会社シダーは将来の展望に対する表明及び予想が正しいと約束することはできず、結果は将来の展望と著しく異なるか、更に悪いことも有り得ます。本資料における将来の展望に関する表明は、2022年12月14日現在において利用可能な情報に基づいて株式会社シダーにより2022年12月14日現在においてなされたものであり、将来の出来事や状況を反映して将来の展望に関するいかなる表明の記載をも更新し、変更するものではありません。

2022年12月14日 株式会社シダー

